

環境衛生事業の取扱いについて

環境衛生事業の取扱いについて提出する。

平成16年4月7日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

環境衛生事業の取扱いについて（合併協定項目番号：35）

環境衛生事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 ごみの収集方法等については、以下のとおりとする。
ごみ収集委託については、矢部町が平成18年度までの契約となっているので、それまでは3町村とも現行のままとする。
収集日、分別方法、収集場所については、新町においても現行のまま実施する。
- 2 リサイクル推進員、生ごみ処理機購入助成事業については、合併後、新町において検討する。
リサイクル啓発事業については、新町においても実施することとし、内容等については新町において調整する。
- 3 ごみの資源化（家電リサイクル法関連）、一般廃棄物処理事業、一般廃棄物処理許可業務、し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分、環境に関する苦情処理状況については、新町においても引き続き実施する。
- 4 不法投棄ごみ防止については、3町村の現状等を把握し、合併後新町において調整する。
- 5 地球温暖化対策実行計画については、合併後新町において策定する。
太陽光発電システム設置費補助については、合併後、新町において検討する。
- 6 病虫害等駆除対策については、合併後新町においても実施する。
なお、一斉駆除については必要に応じて適宜対応することとし、防疫剤配布については実施しないこととする。
- 7 環境美化推進事業（クリーン作戦等）については、新町においても引き続き実施する。
なお、各事業の実施内容等については合併後新町において調整する。
- 8 公害防止協定については、新町へ引き継ぐ。
- 9 公害調査については、新町においても引き続き実施する。
なお、河川の水質検査の検査項目等については、合併後新町において調整することとし、その他の調査については適宜対応とする。

- 1 0 各種公害法に基づく届出については、新町においても引き続き実施する。
- 1 1 動物愛護事業（狂犬病予防他）については、新町においても引き続き実施する。
なお、狂犬病予防事業の注射実施日等については、合併後、新町において調整する。
犬の避妊手術助成の助成金等については、合併後、新町において検討する。
不要犬・猫の処理については、矢部町の例とする。
- 1 2 食品衛生協会補助については、合併後、新町において検討する。
- 1 3 合併処理浄化槽設置整備事業補助については、新町においても引き続き実施する。
ただし、トレンチ方式浄化槽補助を除く。
なお、補助金額等については、合併後新町において調整する。ただし、面的整備で合併前からの継続分については、現行の補助金額とする。
- 1 4 廃棄物処理計画、環境に関する条例については、3町村の現状等を考慮し、合併後新町において新たに策定する。
- 1 5 附属機関（公害対策・環境保全審議会）については、合併後、新町において検討する。

平成16年4月7日 確認

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35-1	事務事業名	ごみの収集状況

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	<p>ごみの収集方法等については、以下のとおりとする。</p> <p>ごみ収集委託については、矢部町が平成18年度までの契約となっているので、それまでは3町村とも現行のままとする。</p> <p>収集日、分別方法、収集場所については、新町においても現行のまま実施する。</p>
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
収集方法	委託業者により収集計画に基づく収集運搬 7地区に分け収集。 委託収集：個人業者 委託期間：5年間（H14～18） 収集車輛： 委託料：20,475,000円/年	委託業者により収集計画に基づく収集運搬 3地区に分け収集。 委託収集：個人業者 委託期間：1年間 収集車輛：1台2t平ボディ車（個人車輛） 委託料：5,700,000円/年	委託業者により収集計画に基づく収集運搬 2地区に分け収集 委託収集：個人業者 委託期間：1年間 収集車輛：1台2t平ボディ車（町所有車輛） 委託料：4,800,000円/年	<p>ごみの収集方法等については、以下のとおりとする。</p> <p>ごみ収集委託については、矢部町が平成18年度までの契約となっているので、それまでは3町村とも現行のままとする。</p> <p>収集日、分別方法、収集場所については、新町においても現行のまま実施する。</p>
収集日	<ul style="list-style-type: none"> 可燃物（全地区） 2回/週 資源ゴミ 1回/月 不燃物 1回/3ヶ月 粗大ゴミ 1回/3ヶ月 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃物 A地区 2回/週 B・C地区 1回/週 アルミ、缶・ビン類 1回/月（月曜日） 空き瓶、ペットボトル 1回/2ヶ月（月曜日） 不燃物、粗大ゴミ 1回/2ヶ月（月曜日） 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃物（全地区） 2回/週 アルミ、缶・ビン類 1回/4週（水曜日） 空き瓶、紙パック 1回/8週（水曜日） 不燃物、粗大ゴミ 1回/8週（水曜日） 	
分別状況	分別数：11分別 分別区分：可燃ごみ 不燃ごみ ・金属類、ガラス、陶器類 資源ごみ ・ビン類（無色、茶色、その他） ・缶類（スチール、アルミ） ・ペットボトル ・紙パック 粗大ごみ	矢部町と同じ	矢部町と同じ	
収集場所	各地区ステーション設置 200ヶ所	各地区にステーション設置 94ヶ所	各地区にステーション設置 101ヶ所	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35-2	事務事業名	ごみの資源化（啓発活動・排出抑制）

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	<p>リサイクル推進員、生ごみ処理機購入助成事業については、合併後、新町において検討する。</p> <p>リサイクル啓発事業については、新町においても実施することとし、内容等については新町において調整する。</p>
------	---

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
リサイクル推進員	設置なし	<p>推進員数：各種集場所毎に設置。</p> <p>選出方法：各集落より選出。</p> <p>活動状況：資源ゴミ収集日に収集場所に立ち会い、分別等の指導をする。</p> <p>先進地研修の実施 （保健所の補助により実施）</p> <p>報酬等：なし</p>	設置なし	<p>リサイクル推進員、生ごみ処理機購入助成事業については、合併後、新町において検討する。</p> <p>リサイクル啓発事業については、新町においても実施することとし、内容等については新町において調整する。</p>
リサイクル啓発事業	<p>リサイクル啓発標語</p> <p>報償費（副賞代）150千円</p> <p>町内の小中学生から募集</p> <p>小学校の部（賞状及び副賞）</p> <p>金賞 1点、銀賞 2点</p> <p>銅賞 3点、佳作10点</p> <p>中学校の部 上に同じ</p> <p>リサイクル啓発チラシ</p> <p>需用費（印刷製本費）237千円</p> <p>標語における各部門の金賞作品を印刷し、全戸配布</p>	実施なし	実施なし	
生ごみ処理機購入助成事業	<p>生ごみ処理機購入助成金（電動）</p> <p>20,000円/個</p> <p>H14年度実績：50基</p>	<p>生ごみ器（コンポスト）購入助成</p> <p>3,000円/個</p> <p>H14年度実績：0個</p>	<p>生ごみ器（コンポスト）購入助成</p> <p>2,000円/個</p> <p>H14年度実績：2個</p>	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35 - 3	事務事業名	ごみの資源化（家電リサイクル法関連）

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	ごみの資源化（家電リサイクル法関連）については、新町においても引き続き実施する。
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
家電リサイクル	<p>家電小売業者との特定家庭用機器廃棄物の収集運搬に関する覚書の締結（平成12年度）</p> <p>矢部町内 6社</p> <p>品目：テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン</p> <p>町における不法投棄特定家電リサイクル処分費計上 平成14年度 68千円</p>	<p>家電小売業者との特定家庭用機器廃棄物の収集運搬に関する覚書の締結</p> <p>矢部町 1社</p> <p>品目：テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン</p> <p>村における不法投棄特定家電リサイクル処分費は計上していない。必要があればその時点で予算措置、または予備費流用により対処。</p> <p>家電リサイクル関連リーフレットの配布</p>	<p>家電小売業者との特定家庭用機器廃棄物の収集運搬に関する覚書の締結</p> <p>矢部町5社、清和村1社、蘇陽町1社</p> <p>品目：テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン</p> <p>町における不法投棄特定家電リサイクル処分費計上 平成14年度 137千円</p> <p>家電リサイクル関連リーフレットの配布</p>	新町においても引き続き実施する。

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35-4	事務事業名	不法投棄ごみ防止

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	不法投棄ごみ防止については、3町村の現状等を把握し、合併後新町において調整する。
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
不法投棄対策	不法投棄廃棄物撤去業務委託 6,875千円 環境保全推進員(16名)による巡視及び報告	不法投棄防止啓発用看板設置 0千円 不法投棄箇所進入防止柵設置 0千円 大型ごみ収集 0千円	不法投棄防止啓発用看板設置 100千円 不法投棄箇所進入防止柵設置 300千円 大型ごみ収集 489千円 収集運搬費用：町負担 処理費用：排出者負担 蘇陽町環境保全審議会委員及び区長へ「不法投棄防止パトロール車」ステッカーを配付し、抑止活動を行っている。 阿蘇地域一帯でのポイ捨て条例(環境美化条例)制定及び啓発看板設置による不法投棄の防止(平成6年3月制定) 阿蘇地域振興局と阿蘇郡内郵便局(27局)による「不法投棄対策に関する協定」(平成12年10月締結)	3町村の現状等を把握し、合併後新町において調整する。

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35-5	事務事業名	一般廃棄物処理事業

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	一般廃棄物処理事業については、新町においても引き続き実施する。
------	---------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
処理施設等	<p>矢部町外2ヶ町村衛生施設組合の共同処理する事務に伴う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事務に基づく。(3ヶ町村同一)</p> <p>小峰クリーンセンター 千滝クリーンハウス</p> <p>平成14年度負担額：307,656千円</p>	<p>矢部町と同じ</p> <p>平成14年度負担額：94,439千円</p>	<p>矢部町と同じ</p> <p>平成14年度負担額：126,977千円</p>	<p>新町においても引き続き実施する。</p>

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35-6	事務事業名	一般廃棄物処理許可業務

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	一般廃棄物処理許可業務については、新町においても引き続き実施する。
------	-----------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
許可業務	・一般廃棄物処理収集運搬業（ごみ・し尿） ・浄化槽清掃業	矢部町と同じ	矢部町と同じ	新町においても引き続き実施する。
許可期間	2年間	矢部町と同じ	矢部町と同じ	
許可区域	町内全域	矢部町と同じ	矢部町と同じ	
処理手数料	ごみ：無料 し尿：1リットルにつき8円に処理量を乗じた額に100分の105を乗じて得た額（収集運搬手数料として）	矢部町と同じ	矢部町と同じ	
許可業者	一般廃棄物処理収集運搬業 ・一般廃棄物（し尿等を除く） 橋本好教（矢部町） （有）国見総業（矢部町） （株）環境（阿蘇郡黒川） （有）東海サプライズ熊本（矢部町） （株）西技工業（福岡） ・一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）2社 （有）上益城清掃公社（矢部町） （資）みずほ環境公社（矢部町） 浄化槽清掃業 2社 （有）上益城清掃公社（矢部町） （資）みずほ環境公社（矢部町）	一般廃棄物処理収集運搬業 ・一般廃棄物（し尿等を除く） 2社 高木邦子（清和町） （有）国見総業（矢部町） ・一般廃棄物（し尿及び汚泥） 2社 （有）上益城清掃公社（矢部町） （資）みずほ環境公社（矢部町） 浄化槽清掃業 2社 （有）上益城清掃公社（矢部町） （資）みずほ環境公社（矢部町）	一般廃棄物処理収集運搬業 ・一般廃棄物（し尿等を除く） 2社 松下商会（蘇陽町） （有）国見総業（矢部町） ・一般廃棄物（し尿及び汚泥） 2社 （有）上益城清掃公社（矢部町） （資）みずほ環境公社（矢部町） 浄化槽清掃業 2社 （有）上益城清掃公社（矢部町） （資）みずほ環境公社（矢部町）	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35-7	事務事業名	し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分については、新町においても引き続き実施する。
------	---------------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
収集状況	収集体制：許可業者 2社 手数料：従量制 収集方法：戸別収集	収集体制：矢部町と同じ 手数料：矢部町と同じ 収集方法：矢部町と同じ	収集体制：矢部町と同じ 手数料：矢部町と同じ 収集方法：矢部町と同じ	新町においても引き続き実施する。
処分状況	処分先：矢部町外二ヵ町村衛生施設組合 千滝クリーンハウス 処理能力：40kl/日 処理方式：高負荷脱窒素処理 収集処理量(H13実績)：7,929kl 内 し尿 4,141kl 浄化槽汚泥 3,788kl 組合分担金(H13実績)：56,668千円	処分先：矢部町と同じ 処理能力：矢部町と同じ 処理方式：矢部町と同じ 収集処理量(H13実績)：1,725kl 内 し尿 956kl 浄化槽汚泥 769kl 組合分担金(H13実績)：17,395千円	処分先：矢部町と同じ 処理能力：矢部町と同じ 処理方式：矢部町と同じ 収集処理量(H13実績)：2,275kl 内 し尿 1,125kl 浄化槽汚泥 1,150kl 組合分担金(H13実績)：23,389千円	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35-8	事務事業名	地球温暖化対策

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	地球温暖化対策実行計画については、合併後新町において策定する。 太陽光発電システム設置費補助については、合併後、新町において検討する。
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
地球温暖化対策実行計画	<p>計画名称：矢部町地球温暖化対策実行計画 策定日：H15年2月 計画期間：H15年度～H19年度（5年間） 計画内容：物品やサービスの購入や使用、建築物の建築・管理・解体にあたって、167の配慮項目を設定し、各種燃料の使用量や、電気・水・コピー等の使用料を削減し、全ての役場機関から排出される二酸化炭素の排出を抑制する。 削減目標：平成11年度比でCO2を6%削減</p>	<p>計画名称：清和村地球温暖化対策実行計画 策定日：H16年度策定予定 計画期間：H17年度～H21年度（5年間） 計画内容：矢部町と同じ</p>	<p>計画名称：蘇陽町地球温暖化対策実行計画 策定日：H16年度策定予定 計画期間：H17年度～H21年度（5年間） 計画内容：矢部町と同じ</p>	<p>地球温暖化対策実行計画については、合併後新町において策定する。 太陽光発電システム設置費補助については、合併後、新町において検討する。</p>
地球温暖化対策補助	<p>名称：矢部町太陽光発電システム設置費補助金 目的：地球環境保全の立場から、環境問題についての町民意識の高揚に努め、資源循環型社会の形成を目指すとともに、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより、美しいまちづくりを推進していくために、太陽光発電システムの設置者に対し補助金を交付する。 対象者：財団法人新エネルギー財団から予約番号の通知を受領したもので 矢部町に住所を有する者で町内の住宅にシステムを設置する者。 集落が管理する集会場等にシステムを設置する者 補助額：システムを構築する太陽電池モジュールの最大出力の当該キロワット数に67,500円を乗じて得た額 限度額 25万円 新エネルギー財団から交付される補助額と同額 限度額 100万円 平成14年度末設置数：15基</p>	<p>実施なし</p>	<p>実施なし</p>	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35-9	事務事業名	病害虫等駆除対策

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	<p>病害虫等駆除対策については、合併後新町においても実施する。 なお、一斉駆除については必要に応じて適宜対応することとし、防疫剤配布については実施しないこととする。</p>
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
一斉駆除	<p>各集落において対応。現在はほとんど実施していない。</p> <p>集落において防疫用殺虫剤を散布される場合には、噴霧器を貸し出す ここ数年は実施なし。</p> <p>噴霧器保有台数：1台 使用料：なし</p>	<p>各集落において対応。現在はほとんど実施していない。</p>	<p>各集落において対応。現在はほとんど実施していない。</p>	<p>合併後新町においても実施する。</p> <p>なお、一斉駆除については必要に応じて適宜対応することとし、防疫剤配布については実施しないこととする。</p>
防疫剤配布	<p>防疫用殺虫剤を全戸配布。</p> <p>平成15年度 単価：240円/個 配布数：4,300個 個人負担金：なし 総額：1,083,600円</p>	<p>家庭用防疫剤を希望集落には配布している。</p> <p>平成15年度については購入なし</p>	<p>発生時対応とし、別途予算計上なし</p>	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35 - 10	事務事業名	環境美化推進事業（クリーン作戦等）

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	環境美化推進事業（クリーン作戦等）については、新町においても引き続き実施する。 なお、各事業の実施内容等については合併後新町において調整する。
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
緑川の日	毎年4月29日（みどりの日） 町主催 町内3ヶ所で清掃活動を実施 各職場、団体に参加依頼。 参加人員1500人	毎年4月29日（みどりの日） 特別な行事はしていない。 予算なし。	毎年4月29日（みどりの日） 特別な行事はしていない。 予算なし。	新町においても引き続き実施する。 なお、各事業の実施内容等については合併後新町において調整する。
環境月間行事	町広報により啓発記事掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月第1日曜日 ・各行政区、各団体に実施している。 ・実施時期は各地区に一任。 ・行政からはビニール袋、軍手、タオルを配付。 ・毎年500人程度協力有り。 ・収集物は小峰クリーンセンターに持込み。 ・予算なし。 	各校区の老人会、婦人会等において自主的に実施 町広報により啓発記事の掲載	
くまもと・みんなの川と海づくり県民運動	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年県の統一日に実施 ・各種団体に呼びかけ ・通潤橋周辺を清掃 ・参加人員300名程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年7月から8月に実施 ・実施時期は各種団体に一任。 ・主に建設業協会に依頼。文楽館周辺の環境整備 ・川の美化よりも空き缶等の収集が多い。 ・300人程度の協力あり。 ・予算なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年8月に実施 ・地区毎に実施 ・1,000人程度の参加 ・予算なし 	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35 - 11	事務事業名	公害防止協定

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	公害防止協定については、新町へ引き継ぐ。
------	----------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
各協定	<p>現時点での協定なし</p> <p>産業廃棄物中間処理業に関する協定書 平成14年6月25日締結 事業主 世紀東急工業株式会社 本町は立会人として協定書に署名</p>	<p>現時点での協定なし。</p> <p>産業廃棄物中間処理業に関する協定書 平成14年6月27日締結 事業主 世紀東急工業株式会社 本村は立会人として協定書に署名</p>	<p>公害防止協定書 平成3年6月締結 事業主 有限会社阿蘇科学 (現在営業休止中)</p> <p>公害防止改善協定書 昭和63年2月締結 事業主 農事組合法人蘇陽ポーター (現在、ビッグランドグループ配送センター蘇陽農場として業務及び施設管理を引き継いでいる。)</p>	<p>新町へ引き継ぐ。</p>

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35 - 12	事務事業名	公害調査

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	<p>公害調査については、新町においても引き続き実施する。 なお、河川の水質検査の検査項目等については、合併後新町において調整することとし、その他の調査については適宜対応とする。</p>
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
公害調査	<p>公害無し</p> <p>監視として、河川水の水質検査実施 (7ヶ所 年6回) 252,000円</p> <p>項目 PH・SS・BOD</p> <p>一ヶ所のみ、DO・T・P・T・Nを含めた 6項目</p>	<p>公害無し</p> <p>監視として、河川水の水質検査実施 (3河川 7ヶ所 年6回) 630,000円</p> <p>河川水質調査検査項目(9項目)</p> <p>水素イオン濃度 (pH) 浮遊物質 (SS) 生物化学的酸素要求量(BOD) 化学的酸素要求量(COD) 亜硝酸体窒素(NO2-N) 硝酸体窒素(NO3-N) アンモニア体窒素(NH4-N) オルトリン酸態リン(PO4-P) 大腸菌群数(E-coli)</p> <p>以上9項目</p>	<p>公害無し</p> <p>監視として、河川水の水質検査実施 (10ヶ所 年2回) 202,020円</p> <p>検査項目</p> <p>水素イオン濃度(PH) 生物化学的酸素要求量(BOD) 化学的酸素要求量(COD) 浮遊物質(SS) 溶存酸素量(DO) 大腸菌群数 全窒素 全磷</p> <p>以上、8項目</p>	<p>新町においても引き続き実施する。</p> <p>なお、河川の水質検査の検査項目等 については、合併後新町において調 整することとし、その他の調査につ いては適宜対応とする。</p>

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35 - 13	事務事業名	各種公害法令に基づく届出

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	各種公害法に基づく届出については、新町においても引き続き実施する。
------	-----------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
騒音規制法	環境基準の地域類型 A・C 騒音規制法に基づく地域指定 特定工場等 2種・3種 特定建設作業 1号 届出数：0件	環境基準の地域類型 C 騒音規制法に基づく地域指定 特定工場等 3種 特定建設作業 1号 届出数：0件	清和村と同じ 届出数：0件	新町においても引き続き実施する。
振動規制法	地域指定無し 届出数：0件	矢部町と同じ 届出数：0件	矢部町と同じ 届出数：0件	
悪臭防止法	一部地域規制指定有り 届出数：0件	地域指定無し 届出数：0件	全域規制指定有り 届出数：0件	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35 - 14	事務事業名	動物愛護事業（狂犬病予防他）

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	動物愛護事業（狂犬病予防他）については、新町においても引き続き実施する。 なお、狂犬病予防事の注射実施日等については、合併後、新町において調整する。 犬の避妊手術助成の助成金等については、合併後、新町において検討する。
------	---

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
狂犬病予防事業	登録犬数：808 頭 予防注射：上益城獣医師会で実施 実施日：前期 90 箇所 6 日間 後期 21 箇所 3 日間 登録料：3,000 円 / 頭 注射料：2,500 円 / 頭 注射済票交付手数料：500 円 / 頭 鑑札の再交付手数料：1,600 円 / 頭 予防注射済票再交付手数料：340 円 / 頭	登録犬数：398 頭 予防注射：上益城獣医師会で実施 実施日：前期 29 箇所 3 日間 後期 6 箇所 1 日間 登録料：3,000 円 / 頭 注射料：2,500 円 / 頭 注射済票交付手数料：500 円 / 頭 鑑札の再交付手数料：1,600 円 / 頭 予防注射済票再交付手数料：340 円 / 頭	登録犬数：421 頭 予防注射：南阿蘇獣医師会で実施 実施日：前期 12 箇所 2 日間 後期 6 箇所 1 日間 登録料：3,000 円 / 頭 注射料：2,500 円 / 頭 注射済票交付手数料：500 円 / 頭 鑑札の再交付手数料：3,000 円 / 頭 予防注射済票再交付手数料：340 円 / 頭	新町においても引き続き実施する。 なお、 狂犬病予防事の注射実施日等については、合併後、新町において調整する。 犬の避妊手術助成の助成金等については、合併後、新町において検討する。
犬の避妊手術助成	実施方法：上益城獣医師会矢部支部と委託契約 避妊料金から個人負担を除いた額を委託料として支払う。 避妊料金：25,200 円 / 頭 個人負担：10,000 円 / 頭 実施時期：前期（5 月）後期（10 月）	実施方法：梶原（清和）坂本（矢部）獣医師 により行われた避妊手術に対して、補助金を畜犬主へ支給。 補助金額：10,000 / 頭 個人負担：残額 実施時期：年間随時	実施なし	
不要犬・猫の処理	犬引取り：38 頭（13 年度） 毎週火曜日に保健所が引取りに役場へ巡回。 猫引取り：住民が直接保健所へ。 犬猫等死骸収集業務 国道、県道敷においては県地域振興局土木部維持課に連絡。同課において収集運搬。 町道敷においては、建設課、環境係において対応。 協議のうえ収集運搬。 矢部町外 2ヶ町村衛生施設組合の小峰クリーンセンターに持ち込み焼却処分。	犬引取り：30 頭程度（13 年度） 毎週火曜日に保健所が引取りに役場へ巡回。 猫引取り：住民が直接保健所へ。 犬猫等死骸収集業務 矢部町と同じ	犬引取り：41 頭（13 年度） 毎週水曜日に保健所が引取りに役場へ巡回。 猫引取り：住民が直接保健所へ。 犬猫等死骸収集業務 矢部町と同じ	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35 - 15	事務事業名	食品衛生協会補助

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	食品衛生協会補助については、合併後、新町において検討する。
------	-------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町		調整方針
協議会名	上益城郡食品衛生協会矢部清和支会		阿蘇郡食品衛生協会蘇陽支部	阿蘇郡食品衛生協会柏支会	合併後、新町において検討する。
会員数	個人：168件 法人：34件		51件	21件	
会費	個人：1,000円 法人：1,500円		会費：3,500円 大型事業所：10,000円	会費：3,500円 大型事業所：10,000円	
助成金額	45,000円/年	25,000円/年	153,000円/年	72,000円/年	
備考	年1回の食中毒防止等の啓発活動 (広報車による呼びかけ)実施時に 役場担当者と一緒に実施	矢部町と同じ	矢部町と同じ	矢部町と同じ	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35-16	事務事業名	合併処理浄化槽設置整備事業補助

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	合併処理浄化槽設置整備事業補助については、新町においても引き続き実施する。ただし、トレンチ方式浄化槽補助を除く。 なお、補助金額等については、合併後新町において調整する。ただし、面的整備で合併前からの継続分については、現行の補助金額とする。
------	---

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
補助対象	主に居住を目的とした住宅（小規模店舗等を併設した住宅を含む。）で処理対象人員50人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者	主に居住を目的とした住宅（小規模店舗等を併設した住宅を含む。）で処理対象人員20人槽以下の合併処理浄化槽を設置するもの	主に居住を目的とした住宅（小規模店舗等を併設した住宅を含む。）で処理対象人員5人槽以上20人槽以下の合併処理浄化槽を設置するもの	新町においても引き続き実施する。 ただし、トレンチ方式浄化槽補助を除く。
補助金額	個別整備： 5人槽 354,000円 7人槽 485,000円 10人槽 770,000円 面的整備：概ねその全戸に設置する場合 5人槽 620,000円 7人槽 850,000円 10人槽 1,350,000円	個別整備： 5人槽 400,000円 7人槽 560,000円 10人槽 800,000円 面的整備：未実施	個別整備： 5人槽 500,000円 7人槽 600,000円 10人槽 700,000円 面的整備：未実施	なお、補助金額等については、合併後新町において調整する。 ただし、面的整備で合併前からの継続分については、現行の補助金額とする。
設置基数	845基（H15.3.1現在）	174基（H15.3.1現在）	246基（H15.3.1現在）	
その他			蘇陽町浸潤トレンチ方式合併処理浄化槽補助 補助金額：設置に要する費用の3割 設置実績：（平成4年度～最終設置平成11年度） 5人槽：3基 6人槽：1基 7人槽：5基 8人槽：4基 10人槽：2基 合計15基 熊本県は未認定のため、国、県補助なし。 蘇陽町の単独補助。ここ数年実施なし。	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35 - 17	事務事業名	廃棄物処理計画等

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	廃棄物処理計画については、3町村の現状等を考慮し、合併後新町において新たに策定する。
------	--

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整方針
廃棄物処理計画	<p>矢部町廃棄物処理計画</p> <p>策定日 : 平成 15 年 3 月</p> <p>計画期間: 平成 15 年 4 月 ~ 平成 16 年 3 月</p> <p>計画内容: ・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出状況 ・処理計画 <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理計画 生活廃水処理実施計画 	<p>清和村廃棄物処理計画</p> <p>策定日 : H15.3</p> <p>計画期間: H15.4 ~ H16.3</p> <p>計画内容: 矢部町と同じ</p>	<p>蘇陽町廃棄物処理計画</p> <p>策定日 : H15.3</p> <p>計画期間: H15.4 ~ H16.3</p> <p>計画内容: 矢部町と同じ</p>	3町村の現状等を考慮し、合併後新町において新たに策定する。
ごみ処理計画	<p>矢部町分別収集計画</p> <p>策定日 : 平成 14 年 6 月</p> <p>計画期間: 平成 15 年 4 月 ~ 平成 19 年 3 月</p> <p>3年ごとに見直し</p> <p>計画内容:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の意義 ・基本的方向 ・計画期間 ・対象品目 ・各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込(法第8条第2項第1号) ・容器包装廃棄物の排出量抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第1号) ・分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号) ・各年度において得られる分別基準適合物の特定分別機順適合物毎の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める者の量の見込(法第8条第2項第4号) ・分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号) ・分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号) ・その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第6号) ・特記事項 容器包装廃棄物のフロー 第5項: 排出量の見込について 	<p>矢部町分別収集計画</p> <p>策定日 : H14.6</p> <p>計画期間: H15.4 ~ H19.3</p> <p>3年ごとに見直し</p> <p>内 容 : 矢部町と同じ</p>	<p>蘇陽町分別収集計画</p> <p>策定日 : H14.6</p> <p>計画期間: H15.4 ~ H19.3</p> <p>3年ごとに見直し</p> <p>内 容 : 矢部町と同じ</p>	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35 - 18	事務事業名	環境に関する条例

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	環境に関する条例については、3町村の現状等を把握し、合併後、新町において新たに策定する。
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
	美しいまちづくり条例 平成6年6月28日制定	光源の適正化による星空保全及び資源の節約に関する条例 平成14年6月制定	蘇陽町環境美化条例 平成6年3月24日制定 蘇陽町環境保全条例 平成6年3月24日制定	3町村の現状等を把握し、合併後、新町において新たに策定する。

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	環境・衛生
事務事業番号	35 - 19	事務事業名	附属機関（公害対策・環境保全審議会）

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
〃	分科会代表	甲斐 主税

調整方針	附属機関（公害対策・環境保全審議会）については、合併後、新町において検討する。
------	---

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
名称	矢部町公害対策審議会	設置なし	蘇陽町環境保全審議会	合併後、新町において検討する。
設立目的	矢部町における公害の防止について必要な事項を調査、審議すること。		蘇陽町の環境保全に伴う重要事項を調査審議すること。	
組織	定員 10名以内（現在6名） 町議会議員 名 農業団体の役職員 名 商工業団体の役職員 名 関係行政機関の職員 名 知識経験者 名 任期2年 （H14.6.12～H16.6.11）		定員 12名以内（現在12名） 町議会議員 2名 関係行政機関の職員 2名 関係住民団体等の代表者 5名 その他町長が必要と認められた者 3名 任期2年 （H15.4.1～H17.3.31）	
協議内容	・公害対策の基本方針の樹立に関すること ・公害の未然防止及び除去の対策に関すること ・その他公害に関すること			
報酬等	委員長 6,100円 委員 6,000円 H14年度は1回実施。（実働なし）		報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによる H14年度は1回実施。（実働なし）	